



はじめの

「営業秘密管理」

－ 会社のヒミツを守るには －

独立行政法人 工業所有権情報・研修館 (INPIT)
知財戦略エキスパート

03-3580-6949

Ip-sr01@inpit.go.jp

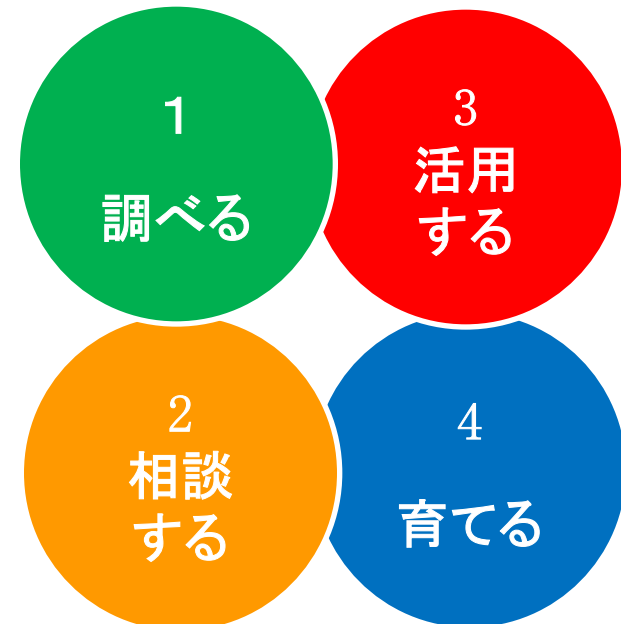
INPIT（工業所有権情報・研修館）のご紹介



INPITは、2018年7月17日に 特許庁2Fから城山トラストタワーへ移転しました



- 知財情報の提供
- 知財情報活用の促進
- 知財人材の育成



特許庁と連携しながら
さまざまなサービスを提供



INPIT検索端末



INPIT相談ブース

「麻布台ヒルズ」の隣です

技術情報を含め、流出しない情報はない。第三者にとって価値ある情報は流出する

技術・製造分野（例示）	営業分野（例示）	経営分野（例示）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品図面 ・ 設計手順書、仕様書 ・ 工程表・生産用図面 ・ 加工条件、原材料組成 ・ 基準（設計、生産、検査） ・ 専用装置、内製冶工具 ・ 技術関連会議の議事録 ・ 研究開発データ、報告書 ・ 試作品 ・ 技能者のワザ ・ プログラムソースコード ・ IoT設備出力データ ・ 未出願の発明、侵害報告書 ・ 品質、クレーム報告書 ・ 技術者育成に関する情報 <p style="color: red;">他社から開示された情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引先リスト（顧客名簿） ・ 取引先への納入価格 ・ 取引先の信用調査資料 ・ 取引先の与信管理 ・ 仕入れ・製造原価 ・ 取引基本契約書、他の契約 ・ 納入伝票 ・ 売掛/買掛台帳（月報） ・ 仕入台帳 ・ 販売計画 ・ 市場動向分析資料 ・ 顧客クレーム情報 <p style="color: red;">他社から開示された情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員会議事録 ・ トップ人事情報 ・ 経営計画 ・ 投資計画 ・ 資金調達計画 ・ 業務提携、出資関連情報 ・ 財務データ ・ 稟議書 ・ 会計監査関連内部資料 ・ 訴訟関連書類 ・ 税務申告関連書類 ・ 各種契約書 <p style="color: red;">他社から開示された情報</p>



技術情報以外にも「守るべき情報」がある。なにを流出から守るべきか棚卸が必要 3



営業秘密管理 簡易チェックシート




※すべてにチェックが入らなければ「問題あり」です！

チェック項目

- 社内にどのような情報があるかを整理して把握していますか？
- 秘密にすべき情報が記録された媒体（書面、電子ファイル等）に、秘密である旨（マル秘等）を表示していますか？
- 従業員等に対し、入社時・昇格時・退社時等の各段階で、秘密保持義務を負うことや違反時の罰則等を書面で明確にしていますか？
- 従業員等（パート、アルバイト含む）に対し、秘密にすべき情報の管理の必要性について意識付けできていますか？
- 情報管理規程（社内規則）を整備していますか？
- 取引や工場見学、展示会、営業活動等において、秘密にすべき情報を取引先等の外部者に開示する場合、必要最小限となるように精査していますか？
- 他社から開示された（預かった）情報を、自社の情報と分離して管理していますか？

会社の秘密を守りましょう！

- 会社の秘密を守り・活用するには、社内情報の”適切な”管理が重要です
- “適切な” 情報管理を行うことで：
 - 事後策 営業秘密として法的に保護されます
 - 予防策 情報漏えいを未然に防止できます



会社の収益を守ることに繋がります！
自社の強みを認識できるようになります！

情報管理をしていないと
こんなリスクが！？

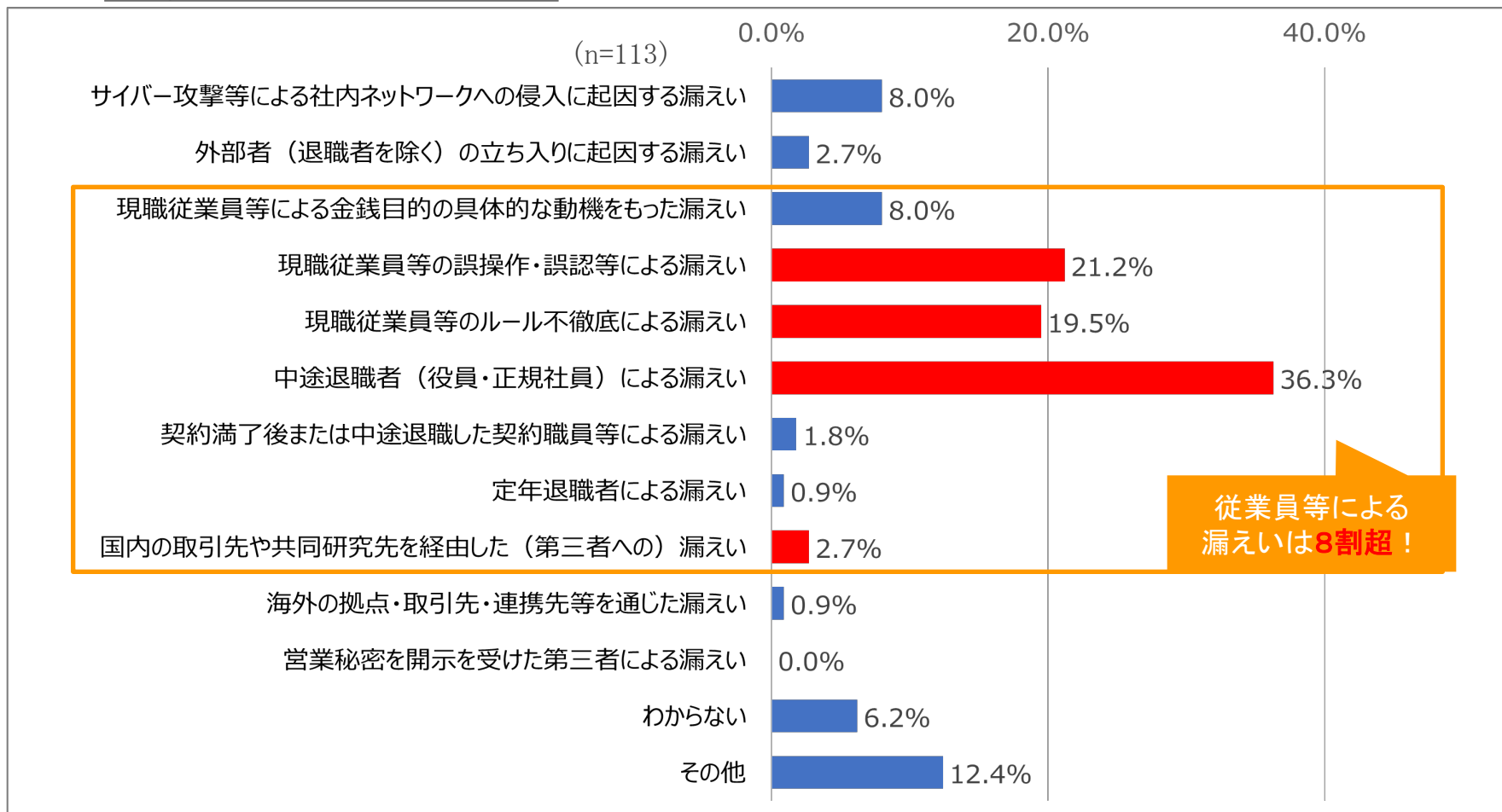
1

情報管理のトラブル

会社の秘密はどこから漏えいする？

主な漏えいルートは従業員、中途退職者

取引先や共同研究先を経由した漏えいにも注意が必要！



(出典) 独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) 「企業における営業秘密管理に関する実態調査」 (令和3年3月) に基づいて、INPIT作成

秘密の漏えいが疑われる事例

情報漏えいは、
会社の資産も信用も流出させてしまいます

被害企業	発覚時期	漏えい情報	流出先など	被害額
新日本製鐵 (現 日本製鐵)	2012年	変圧器に使われる 高級鋼板の製造法	韓国鉄鋼大手 ポスコ	約1,000億円
ヨシヅカ精機	2012年	車エンジン部品 プレス機械の設計図	ライバル関係にある 中国企業	不明
東 芝	2014年	半導体メモリの 研究データ	韓国半導体大手 SKハイニックス	約1,000億円
積水化学	2020年	タッチパネル材料 の製造情報	中国企業	不明
ベネッセ コーポレーション	2014年	顧客 (含保護者) の個人情報	ジャストシステム (名簿業者経由)	2,070万件流出 対策費 約300億円

技術情報

顧客情報

※2023年6月 産総研 中国人研究員が営業秘密漏えいの疑いで逮捕

各種報道を元に作成

大口の取引先から求められ、断り切れず金型図面を提示。
その後、**取引先から発注が来なくなってしまった。**

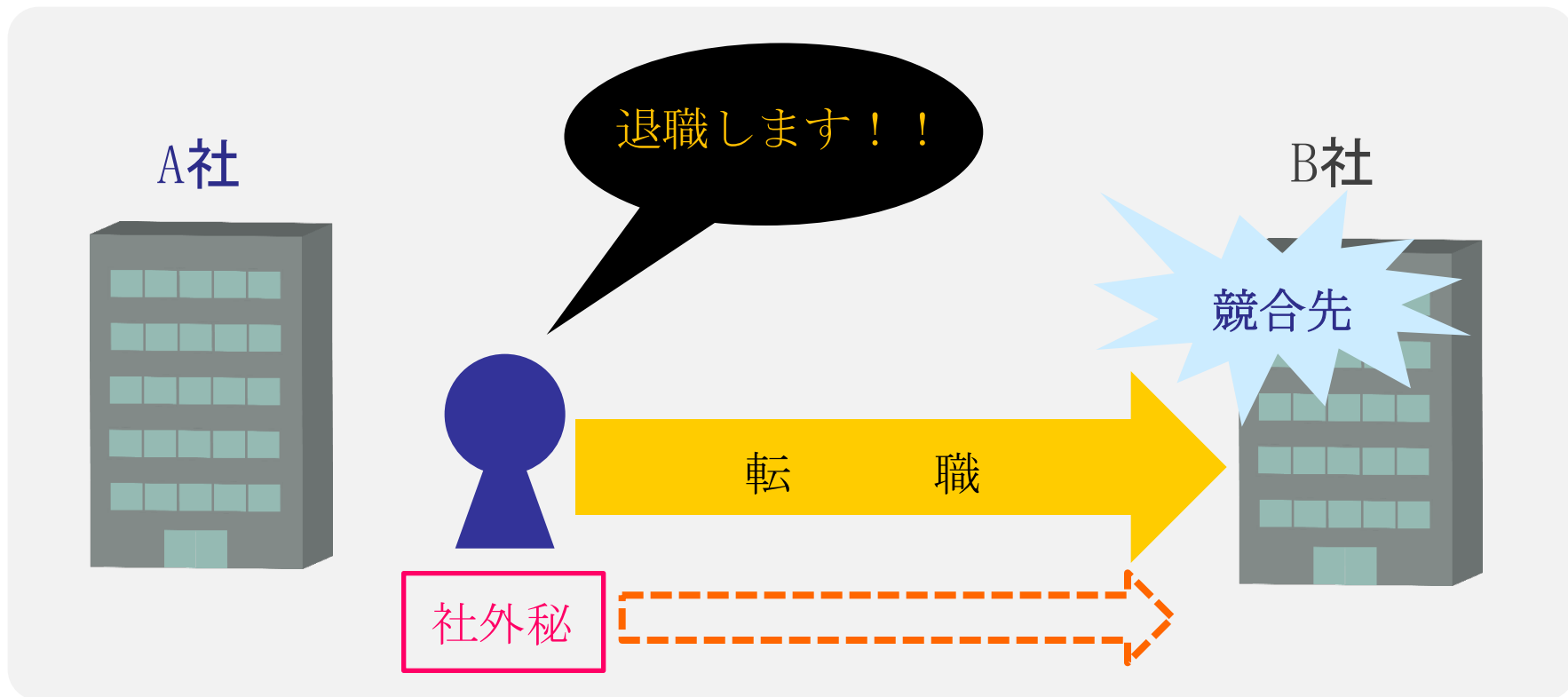


防ぐに

「見せない」「教えない」「渡さない」。開示する情報は必要最低限に！

また、開示する場合は秘密保持契約を必ず締結しましょう。

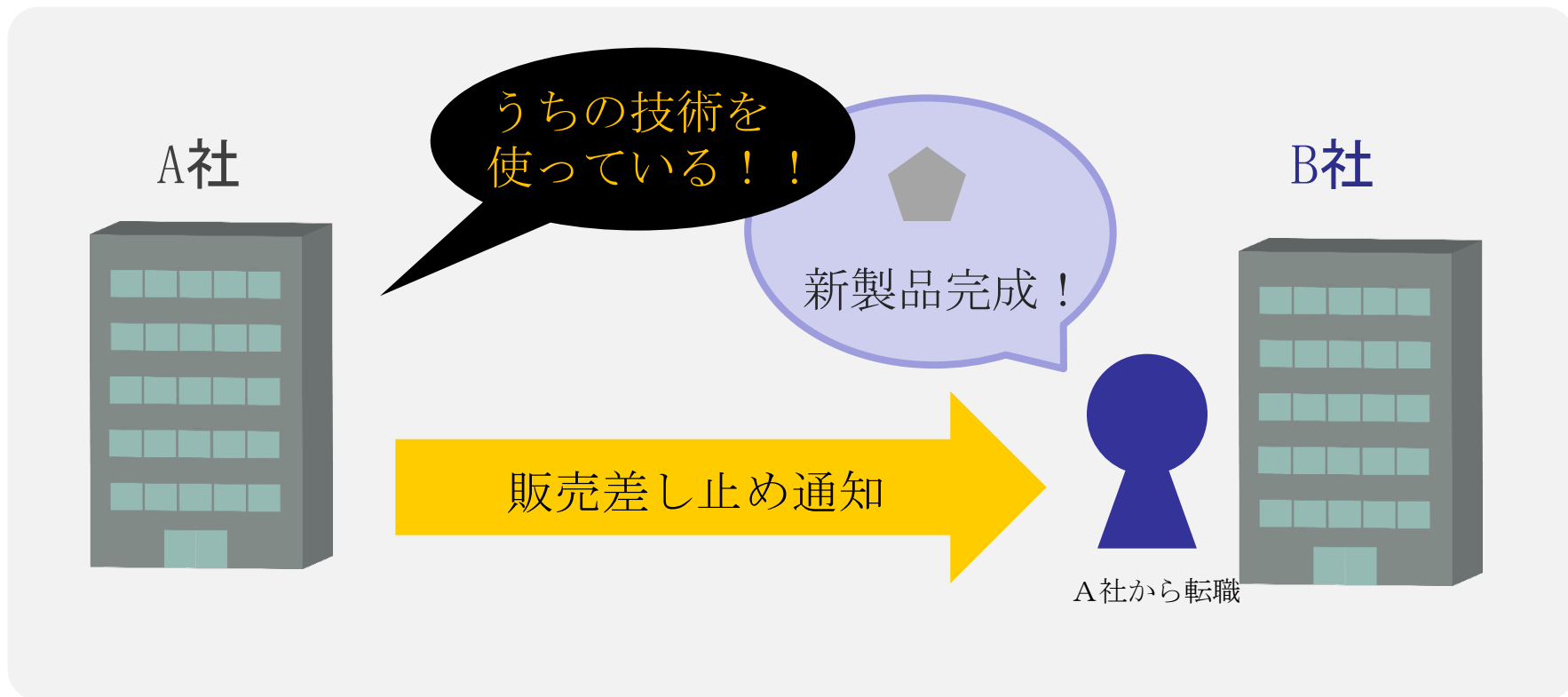
プロジェクトの中心メンバーから退職の申し出を受けた。
転職先は競合他社！情報を持ち出されないか不安…



防ぐに

退職時はもちろん、昇進時やプロジェクトを開始する際にも
秘密保持誓約書を作成するようにしましょう。

他社からの転職者が経験を活かして新製品を開発。
販売差し止め通知により**転職元情報の不正利用**だったと判明。



防ぐに

採用に際して、秘密保持義務や競業避止義務などの有無を確認。
他社の秘密を持ち込まない旨の誓約書に署名をもらいましょう。

展示会ブース



写真撮影

来場者

P
C
盗難サン
プル
盗難

展示会での活動

社名・新製品名の売り込み

実機デモンストレーション

PCによる新製品機能説明

技術者による製品説明

営業マンによる売り込み

動画での製造工程・設備紹介

原材料等の展示

想定リスク

製品名、ドメイン名等を出願/取得されるリスク

類似製品が市場に流出するリスク

第三者から知財権を行使されるリスク

設計ノウハウ等が流出するリスク

生産設備、計測技術の情報流出リスク

構造、材質、加工技術等の情報流出リスク

防ぐに

展示会出展等に伴うリスクを事前に認識して対策し、必要以上に情報を開示しないようにしましょう。

工場見学の活動

製造ノウハウなどを含む工場内部に、顧客・取引先などの見学者を受け入れ。

設備、工法、量産工程、試作工程、実験室・測定室等の説明

想定リスク

生産技術・生産計画・
新商品情報の流出



注意点

- ・ 秘密保持契約の締結
- ・ 見学ルートは決められたものに限定
- ・ 工場見学のルートには生産計画等の資料を掲示しない
- ・ 説明は専任の担当者が行い、過剰に説明しない
- ・ 立入禁止、撮影禁止などの注意表示
- ・ 専用設備や重要な生産ラインは囲いやブルーシートで覆う

防ぐに

有力な取引先・顧客といえども不必要には見せないようにして、技術流出を防止しましょう。

他に心当たりはありませんか？！

経営層も、営業マンも、技術者も、工場スタッフも、まじめで仕事熱心だが・・・

	営業マン	技術者	経営層	工場スタッフ
場面	<ul style="list-style-type: none"> ・展示会での説明 ・営業プレゼン ・取引先への売込 	<ul style="list-style-type: none"> ・展示会での説明 ・技術プレゼン ・仕入先への指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・トップセールス ・表敬訪問の土産 ・提携先への表明 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の監査 ・仕入先の立入 ・見学者の受入
企業の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・売り込みに熱心なあまり、必要以上に説明 ・秘密保持契約を締結していない <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">営業情報流出の認識なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術アピールに熱心なあまり、必要以上に説明 ・秘密保持契約を締結していない <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">技術情報流出の認識なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・売り込みに熱心なあまり、必要以上に説明 ・訪問先、提携先のトップに過剰な表明や約束 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">技術・営業・経営情報流出の認識なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・写真撮影を禁止していない ・必要以上に見せたり、必要以上に説明 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">技術・製造情報流出の認識なし</p>

ポイント

各情報の開示／非開示の方針を社内で共有していないと、
貴方が会社に**重大かつ長期にわたる損失**を与えてしまいます！

もしもの情報漏えい
に
対処するために

2

営業秘密の法的保護

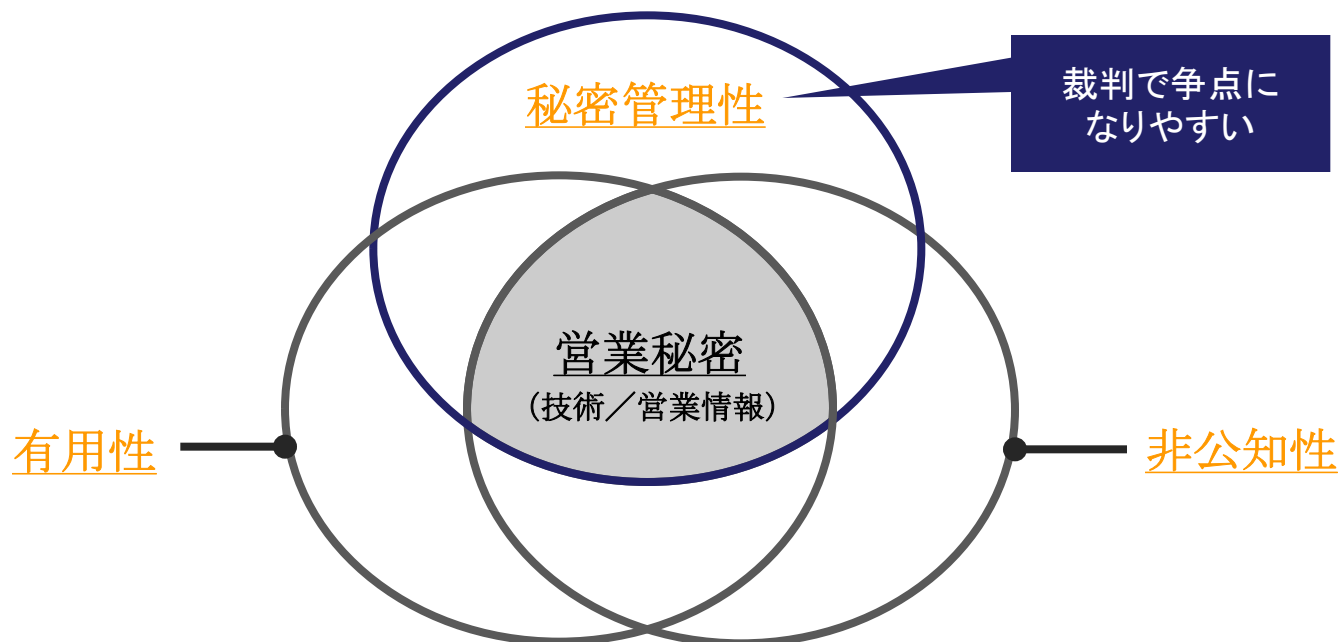
不正競争防止法による保護

- 不正競争防止法において、
「営業秘密」として管理される情報は、
その不正取得、開示、使用等に対して、
一定条件下、民事的保護／刑事罰の適用
があります。



情報漏えい時に保護を受けるために、
「営業秘密」として情報管理しましょう！

“秘密として管理されている生産方法、
販売方法その他の事業活動に有用な
技術上又は営業上の情報であって、
公然と知られていないものをいう。”



営業秘密の三要件（秘密管理性）

秘密管理性

従業員等が、管理状態を見たときに、
会社が秘密として管理していると認識できること

例えば...

- 紙媒体（書類等）には：
営業秘密である文書などに、秘密であることを表示する
- 電子媒体（CD、電子ファイル等）には：
電子媒体への表示の貼付、
電子ファイル名・フォルダ名への付記 等
- 製造機械や金型等の物件には：
扉に「関係者以外立入禁止」「写真撮影禁止」の張り紙
警備員配置
IDカードが必要なゲート設置による立入制限
物件リストを従業員で閲覧・共有 等
- 媒体が利用されない場合：
営業秘密となる情報のカテゴリー（内容種別）をリスト化
営業秘密を具体的に文書等に記載する 等

営業秘密の三要件（有用性、非公知性）

有用性

客観的にみて、事業活動にとって有用であること

例えば...

- 現に事業活動に使用・利用されていなくとも構いません

【有用性のある情報】

- 設計図、製法、製造ノウハウ
- 顧客名簿、仕入先リスト
- 失敗した実験データ
- 合併計画、M&A計画等の経営上の秘密情報
- 経営計画、事業拡張計画
- 研究開発計画

【有用性のない情報】

- ×有害物質の垂れ流し、脱税等の反社会的活動に関する情報

非公知性

一般的に知られていないこと、又は容易に知ることができないこと

- 保有者の管理下以外では一般に入手できない状態をいいます
- 対象情報を特定した秘密保持契約により情報を提示する場合は、非公知性を失いません

民事的保護

営業秘密が流出してしまった場合には、
営業秘密侵害行為（不正競争行為）について、以下の請求ができます。

差止請求

（不正競争防止法 第3条）

- 1 侵害の停止又は予防
- 1 侵害行為を組成した物の廃棄
- 1 侵害行為に供した設備の除去 等

損害賠償請求

（不正競争防止法 第4条）

- 1 「故意又は過失」による侵害に対して請求できます
- 1 損害額の推定規定あり（第5条）

刑事罰の適用

営業秘密侵害罪（不正競争防止法 第21条第1項、第3項）

一定の営業秘密の不正取得・領得・不正使用・不正開示の行為について、「10年以下の懲役又は2000万円（海外重課3000万円）以下の罰金（又はその両方）」を科すこととしています

非親告罪

なお、秘密保持命令違反に対する罰則（第2項第6号）は告訴が必要

営業秘密侵害罪の国外犯（不正競争防止法 第21条第6項、第7項）

営業秘密侵害罪は、国内で事業を行う保有者の営業秘密について、日本国外で罪を犯した者にも適用される。

両罰規定（不正競争防止法 第22条第1項）

⇒行為者だけでなく会社も一緒に罰せられることがあります

法人の業務に関し営業秘密侵害罪が行われた場合、行為者だけでなく、「法人も5億円（海外重課10億円）以下の罰金」となり得ます

重要：中途採用の際にすべきこと

中途入社に関する報告および誓約書（例）

〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇殿

私は、 年 月 日付で、△△株式会社を退社いたしました。
その際、秘密保持に関して下記の内容・契約を取り交わしておりますので報告します。

— 記 —

1. 退職時の秘密保持契約について

※ 所属上長または、総務人事担当者が、本人から聞き取った前職退職時に交わしたの「秘密保持契約書」の内容を、最大漏らさず記載する

2. 退職時の競業禁止義務誓約書について

※ 所属上長または、総務人事担当者が、本人から聞き取った前職退職時に交わした「競業禁止義務」の内容を、最大漏らさず記載する
※※ 「競業禁止義務誓約書」は、退職者が、幹部、キーマンなどの場合が多く、すべての中途採用者が、退職時に以前の勤務先と交わしているとは限りません

上記に間違いありません。
私は貴社で業務を行う際に、前職の秘密情報を使用いたしません。

年 月 日

住所

氏名 印

※ 着任日に面談を行い、本人に署名をさせ、早めに差し出させること









中途採用者が「前職の営業秘密」を、あなたの会社に持ち込む（＝両罰規定の対象となる）リスクがあります

着任日に

- ・何を約束して辞めたか
- ・前の会社の営業秘密を使わない約束

を書面にして（左に例示）、人事書類として大事に保管しておきましょう

知的財産権と営業秘密の使い分け

選択肢	権利期間
特許権	出願から 20 年 
実用新案権	出願から 10 年 
意匠権	出願から 25 年 
商標権	登録から 10 年だが、更新も可能   更新  更新  更新
営業秘密 (不正競争防止法)	うまく秘匿化すれば、永遠に保持も可能 

ポイント

営業秘密は知財として位置付けられます。権利化と秘匿化の選択が重要です。

会社の秘密を守るために

3

情報管理の対策

実効性ある営業秘密管理のために

社内情報から秘密とすべき情報を特定すること等、
土台の社内ルールを検討してやることを確認しましょう

【社内体制の対策例】

保有情報の
棚卸し
(リスト作成)

従業員／退職者用の
秘密保持誓約書等
の整備

転職者の
受入ルールの整備

保有情報の
格付け
(極秘, 社外秘○等)

取引先との
秘密保持契約書等
の整備

社内への
運用周知・徹底

情報の取扱ルール
の整備
(自社／他社情報)

見学者対応／
見学ルールの整備

先ず検討することで、
やるべきことが
網羅的に分かります

秘密情報管理台帳の作り方の例 (1/2)

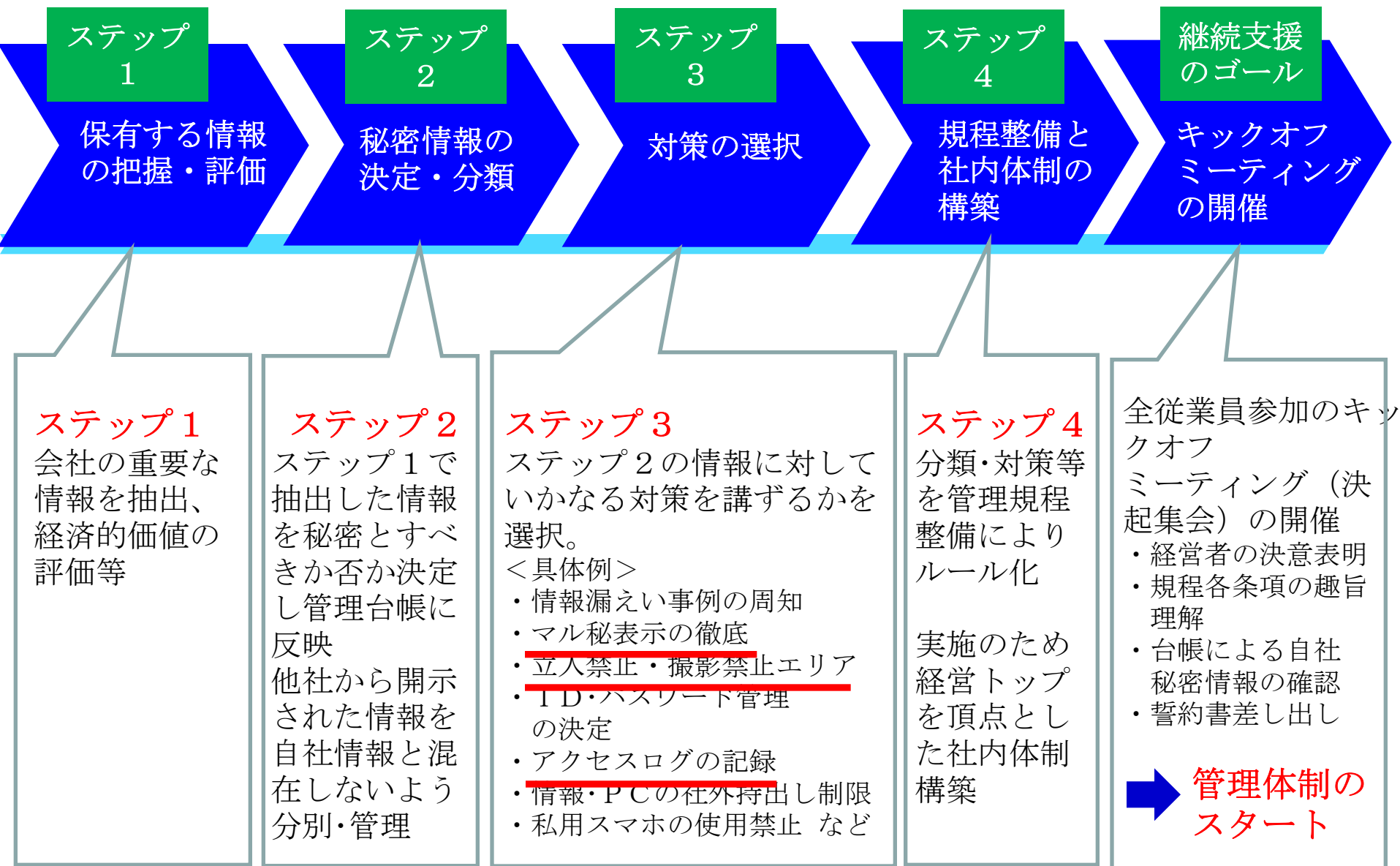
どんな方法でも構いませんが、下記に準じてやってみてください：

- 自社の情報と、他社の情報（＝取引先から開示された情報）が、ハッキリ区別できるようにして下さい
- 秘密の区分（「極秘」「社外秘」など）は、秘密情報が、ある程度抽出された後で、最後に決定して下さい
- 上とはまったく逆に、秘密として管理する対象の書類に、人海戦術で「社外秘」スタンプを手当たり次第に押して、台帳に転記して行く方法でも構いません
- いずれにしても、「社外秘」スタンプを複数個入手（自家製のシールでも可）して下さい

秘密情報管理台帳の作り方の例 (2/2)

- 秘密情報は、図面・手順書などの書面あるいは、電子データだけではありません
試作品、設備、治具、工具などの「物件」も対象です
- 項目（管理台帳の「該当文書」欄）は、現物の名称（ファイル背表紙タイトル等）と一致させて下さい
（表現をカッコ良く変えたりしないで下さい）
「社員の皆さんに、分かるようになっていること」が最も重要です 項目数は、いくら多くても構いません
（凡例は、比較的大括りになっています）
- 管理台帳の「保管場所」欄は秘密書類が保管されている棚の場所を、「サーバー/フォルダ」欄は、電子データが保管されているサーバ名&フォルダ名を、記入してください

たとえば、こんなステップで、進めます



「知財権」 「契約」 「営業秘密」
の、三本立ての技術防衛が必要

知財
権

契
約

営業秘
密

- ・ 取引先との秘密保持契約
- ・ 社員との秘密保持契約

- ・ 共同開発契約
- ・ 共同出願契約 ……

- ・ 秘密情報の抽出
- ・ 秘密表示
- ・ 他社情報の管理
- ・ 秘密管理規程整

備

YouTube動画も、ぜひ、ご覧ください

第1弾 トップセールスでのうっかり (2022年4月公開)

いつも以上に好調なトップセールスの場で、
社長が犯したあやまちとは・・・

<https://www.youtube.com/watch?v=9i5KXdE0h9w>



第2弾 苦渋の判断が生んだ悲劇 (2022年5月公開)

取引先からの思わぬ要求に対し、
会社として判断した先に待っていたことは・・・

<https://www.youtube.com/watch?v=NwMGeNXG0Jc>



第3弾 展示会の落とし穴 (2022年6月公開)

社運を賭けた展示会、
他では見られない説明をしたところ・・・

<https://www.youtube.com/watch?v=d-sIm4B2PdY>



■参考：営業秘密管理実務の理解に役立つ資料

・経済産業省「営業秘密 ～営業秘密を守り活用する～」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>

※営業秘密管理指針
(2019年1月改訂版)



※秘密情報の保護ハンドブック
(最終改訂 2024年2月)



※※



※※ 同 各種契約書等の参考例

※簡易版
秘密情報の保護ハンドブックのてびき
(2016年12月発行)



※テレワーク時における
秘密情報管理のポイント
(2020年5月発行)



・東京都知的財産総合センター

<https://www.tokyo->

[kosha.or.jp/chizai/manual/gijyutsu/index.html](https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/manual/gijyutsu/index.html)

※中小企業経営者のための技術流出
防止マニュアル(2018年)



・東京商工会議所

<https://www.tokyocci.or.jp>

[/file.jsp?id=1032834/](https://www.tokyocci.or.jp/file.jsp?id=1032834/)
※企業の強みを活かす
(2016年)



・愛知県

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/482116.pdf>

※経済安全保障中小企業向け
入門ガイド(2023年)

